

実例からみた国際倒産の法的諸問題【上】

弁護士・ニューヨーク州弁護士 竹内 康二

はじめに 目次

第一 國際倒産問題の一般類型

1、倒産手続代表者の海外での権限行使

2、倒産手続と開始国外における個別債権者の権利行使

3、外国倒産手続への協調

(以上、本号)

第二 國際倒産問題の新類型

1、倒産法上の証拠収集

2、並行倒産

3、準拠法

(以上、次号)

第三 國際訴訟行為・否認問題

1、我が国の今後の課題

はじめに

法律家の立場で国際的な倒産問題

を考え、検討をする試みが盛んです。しかもそれが国際的な規模で広がりつつあります(注1)。私の場合はアメリカの弁護士との接觸が主でござりますが、アメリカのサイドから国際倒産処理を検討しているABAの準備会や研究会(注2)があるので出かけるのですが、そこでの話も含めていいますと、国際倒産の問題を

法律家のほうから何かと提案をしてもら、基本的には金融機関の皆さんのはうからあまり明るい話が出てこないといいますか、金融機関のほうからすると、どうも法律家グループは個別の債権行使に対してブレークをかけるようなことを多々いつたりするものですから、その意味で、金融機関、あるいは英語でいうとファイナンシャル・インスティテューション

ンズのほうからは、あまり積極的な支援がないということがよく問題になります。

そういうわけで、本日ご出席の方々からしますと、もしも密かに国際倒産処理をするなかでひとりだけ抜け駆けをしてというような立場から何かいい話があるだろと思われると、そんなに多くはないかもしません。そういうせちがいことでなく、金融機関の巻き込まれるシチュエーションは、それこそ多様でありますから、もう少し広く、債務者の債務処理が潤滑にいて、パイ

社で、カリフォルニアに子会社をもつておりますが、その工場で生産して、それをアメリカで販売し、あるいは日本の更生会社が買っている。そういう仕組みで、子会社自体は大変業績がよくて、いい内容であつたのですが、親会社がおかしくなり、更生申立に至つたものです。

私は国際倒産問題については何かと機会がありまして、けつこうもの書いたり、大学の教科書を何人かの先生とつくらせていただいておりましたが、きっかけは、昭和四六年だつたと思います。ある更生会社がありまして、これはコンピューターといいますか、カリキュレーターといふような種類の商品を扱っている会社で、カリフォルニアに子会社をもつておりますが、その工場で生産して、それをアメリカで販売し、あるいは日本の更生会社が買っている。そういう仕組みで、子会社自体は大変業績がよくて、いい内容であつたのですが、親会社がおかしくなり、更生申立に至つたものです。

その際に、国際倒産処理の関係でいうと、その子会社株式が更生手続

に服するのか服さないのか、すなわち内国財産か否かという問題がありました。そのときには、その子会社株の所在で決めるのか(物理的な株券の所在。しかし現実にはどこにあるかはつきりしなかった)、発行場所によるのか(カリ・フォルニア州法人ですから、発行場所=本店はカリ・フォルニア)、によって在外財産であるのかないのか、という判断に分かれています。

私はそのとき更生会社の社長の仕事をいたしまして、彼が子会社株式の相当部分をもつていてるわけですが、その際に、経過は別にしまして、

子会社株式は在外財産であるという前提で話が始り、それを継続した形

で、子会社株を元の社長のサイドで

管理して更生管財人と話をつけ、ア

メリカで売り払い、アメリカの債権

者などと分配を決めたという経験がありました。これはこれなりに依頼者のほうからは歓迎されたのですが、どうも理論的にいいのかなどいうことをそれ以来考えておりました。それが最初の付き合いで、あと

は何かと論文発表の機会であると

か、リッカー、平和相互銀行関連などで、いろいろな更生会社や破産会社に関与しておりますので、この問

題に関心をもち続けてきておりま

す。

それから、学者のグループが最近この問題をよく扱うようになります。一橋学派と東大学派で二つの研究会がありまして、銳意勉強中です。私も一方の研究会に参加しております。ですが、それぞれ成果が期待されます。たぶん結論はそう変わらないで、同じような方向にいつていてるというのが私の感覚です。

こういった動きも大変急でございまして、相当注目をしてみていただいたほうがよろしいのではないかと思つております。

それから、法務省のサイドも、倒

産法全般ということで改正の準備をしているといわれていますが、こちらのほうも時間はかかると思いますけれども、国際倒産処理について、けつこう大胆な立法が出る可能性はあると思います。まだまだ固まりまして、研究の意味でも、また法令立案との関係でも、だんだんおもしろくなりつつあると思います。

手前みそですが、国際倒産処理は、昔は加藤正治という東大の教授がおられまして、彼が大正元年に一つ論文(「破産宣告ノ国際的効力」)破産法

研究一巻三〇(二頁)を書かれた後、この議論はあまりなかつたのですが、その後、僭越ながら私が一九七八年に『法学志林』に、先の反省をこめて「国際破産への試論」(七六巻二号四五頁)というのを書きました。これとほぼ同時期に東大の青山善充先生が「倒産手続における属地主義の再検討」という題で『民訴雑誌』(二五号一二五頁)にお書きになつて、それから何かと盛んになつてきて、たように私は理解をしているのです。概説的な状況は、いまいつたように、最近大変めまぐるしくなつてきているということであると思ひます。

産法全般ということで改正の準備をしているといわれていますが、こちらのほうも時間がかかると思いますけれども、国際倒産処理について、けつこう大胆な立法が出る可能性はあると思います。まだまだ固まりまして、研究の意味でも、また法令立案との関係でも、だんだんおもしろくなりつつあると思います。

目 次

次

はじめに

第一 國際倒産問題の一般類型

- 1 倒産手続代表者の海外での權限行使
- 2 倒産手続と開始国外における個別債権者の權利行使
- 3 外国倒産手続への協調

(前号)

第二 國際倒産問題の新類型

- 1 倒産法上の証拠収集
- 2 並行倒産
- 3 準拠法
- 4 我が国の今後の課題

(本号)

第三 國際詐害行為・否認問題

(次号)

目 次

はじめに

第一　国際倒産問題の一般類型

- 1　倒産手続代表者の海外での権限行使

- 2　倒産手続と開始国外における個別債権者の権利行使
- 3　外国倒産手続への協調

(No.7掲載)

第二　国際倒産問題の新類型

- 1　倒産法上の証拠収集
- 2　並行倒産
- 3　準拠法
- 4　我が国の今後の課題

(前号)

第三　国際詐害行為・否認問題

- 1　問題行為
- 2　基本原則

(本号)